

(案)

中 教 審 第            号  
令 和 元 年 8 月        日

文部科学大臣    柴 山 昌 彦    殿

中央教育審議会会長  
渡 邊 光 一 郎

専門職大学設置基準等の改正について（答申）

令和元年8月9日付け元文科高第259号で諮問のありました標記の件については、これを適当と認めます。